

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	卸売市場法（昭和46年法律第35号）
根拠条項	第65条
処分の概要	開設の許可又は卸売業務の許可の取消し及び業務停止命令
法令の定め	第65条
処分基準	<p>第六十五条 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が第五十七条第一項第一号（申請者が、この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき）に規定する者に該当するに至ったとき（開設者又は卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうち同号に規定する者に該当する者があるに至ったときを含む。）、又はその業務を行なうのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第五十五条（地方卸売市場の開設）又は第五十八条第一項（地方卸売市場における卸売業務の許可）の許可を取り消さなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、開設者又は卸売業者が次の各号の一に該当するときは、1年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第五十五条若しくは第五十八条第一項の許可を取り消すことができる。</p> <p>一 この法律、この法律に基づく命令、この章の規定に基づく都道府県の条例又は業務規程に違反したとき。</p> <p>二 第五十五条又は第五十八条第一項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>三 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。</p>
処分担当課	各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課
問い合わせ先	経済部地域経済局中小企業課商業グループ（電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）
根拠条項	第2条第1項、第2項（購買会事業を行う者に対する措置命令）
処分の概要	購買会事業を行う者に対する措置命令
法令の定め	<p>（購買会事業を行う者に対する措置命令）</p> <p>1 購買会事業を行う者がその従業員以外の者に従業員と同一又は類似の条件で購買会事業を利用させることによって中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害すると認めるときは、その購買会事業を行う者に対し、従業員以外の者に購買会事業を利用させることを禁止することができる。</p> <p>2 また、必要があると認めるときは、購買会事業を行う者に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>① 従業員以外の者には購買会事業を利用させない旨を購買会事業を行う場所に明示すること。</p> <p>② 従業員であることが不明瞭である者に対しては従業員である旨を示す証明書を提示しなければ、購買会事業を利用させないこと。</p>
処分基準	処分基準の設定なし（過去に処分実績がない。）
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商業グループ （電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））
問い合わせ先	経済部地域経済局中小企業課商業グループ （電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）
根拠条項	第10条第1項（小売市場開設の許可の取消）
処分の概要	小売市場開設の許可の取消
法令の定め	（小売市場開設の許可の取消） 小売市場開設者が、正当な理由がないのに許可を受けた建物を、10以上の小売商の店舗の用に供させるために貸付又は譲渡をしない期間が1年以上にわたるときは、その小売市場開設者への許可を取り消すことができる。
処分基準	処分基準の設定なし（過去に処分実績がない。）
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商業グループ （電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））
問い合わせ先	経済部地域経済局中小企業課商業グループ （電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）
根拠条項	第16条の5第1項（調整命令）
処分の概要	中小小売業に関する調整命令
法令の定め	（中小小売業に関する調整命令） 勧告を受けた大企業者が勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、中小小売商の相当部分の事業の継続が著しく困難となるおそれがあると認められたときは、当該大企業者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分基準の設定なし（過去に処分実績がない。）
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商業グループ （電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））
問い合わせ先	経済部地域経済局中小企業課商業グループ （電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）
根拠条項	第85条
処分の概要	組合への業務改善命令
法令の定め	法 第85条 検査等により、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
処分基準	なし (理由) 処分実績が無く、また、将来的に処分事例の発生の見込みが薄いことから、当面は処分基準の設定を不要とする。
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商業グループ (電話番号：011-204-5341 (ダイヤル))
問い合わせ先	経済部地域経済局中小企業課商業グループ (電話番号：011-204-5341 (ダイヤル))
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsudoku.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）
根拠条項	第86条第1項
処分の概要	組合の解散命令
法令の定め	法 第86条第1項 組合が設立要件を欠くに至ったと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。
処分基準	なし (理由) 処分実績が無く、また、将来的に処分事例の発生の見込みが薄いことから、当面は処分基準の設定を不要とする。
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商業グループ (電話番号：011-204-5341 (ダイヤル))
問い合わせ先	経済部地域経済局中小企業課商業グループ (電話番号：011-204-5341 (ダイヤル))
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsudoku.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）
根拠条項	第86条第2項
処分の概要	組合の解散命令
法令の定め	法第86条第2項 法第85条に定める行政庁の命令に違反したときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。
処分基準	なし (理由) 処分実績が無く、また、将来的に処分事例の発生の見込みが薄いことから、当面は処分基準の設定を不要とする。
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商業グループ (電話番号：011-204-5341 (ダイヤル))
問い合わせ先	経済部地域経済局中小企業課商業グループ (電話番号：011-204-5341 (ダイヤル))
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

法令名	中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）
根拠条項	第9条第2項
処分の概要	認定計画の認定の取消
法令の定め	<p>施行令 第9条第2項</p> <p>高度化事業計画の認定を受けた者が当該認定計画に従って高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>
処分基準	<p>中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画の認定の基準及び事務処理要領 （平成12年5月24日）</p> <p>第11 高度化事業計画の認定の取消し</p> <p>次に規定する場合には、高度化事業計画の認定を取り消すことができるものとする。</p> <p>1 認定計画の全部又は一部が実施されず、かつ、当該高度化事業の実施期間中に当該高度化事業が実施される見込みがなく、その結果認定基準に適合しなくなると認めるとき。</p> <p>2 高度化事業の内容が大幅に変更されたにもかかわらず、認定計画の変更の認定を受けず、その結果、認定基準に適合しなくなると認めるとき。</p> <p>3 認定計画の記載事項に虚偽の記載があることが見出され、当該認定計画に基づく高度化事業の実施に対する助成を行うことが適切でないとき。</p>
処分担当課	<p>経済部地域経済局中小企業課商業グループ （電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））</p>
問い合わせ先	<p>経済部地域経済局中小企業課商業グループ （電話番号：011-204-5341（ダイヤルイン））</p>
備考	<p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm</p>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	中小企業等協同組合法
根拠条項	第9条の2の3第2項(第9条の9第5項において準用する場合を含む。)
処分の概要	組合員以外の者の事業利用の特例の認可の取消
法令の定め	第9条の2の3第2項 行政庁は、前項の認可に係る事業について、第9条の2第3項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなったと認めるときは、当該認可を取り消すことができる。
処分基準	次に示す事由等により、第9条の2第3項のただし書きに規定する限度を超えて、組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要、かつ、適切なものでなくなったと認められるときは、認可を取り消すことができる。 1 組合が組合事業の運営の適正化のための取り組みを適切に行わない場合 2 組合員の増加により、員外利用の特例がなくとも、事業の円滑な実施が可能となっている場合 3 事業に用いている施設の建て替え等を行うこととなり、施設が過剰になっている状況を解消できる場合
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222) 各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	中小企業等協同組合法
根拠条項	第9条の7の5第2項
処分の概要	共済代理店の業務運営の改善に必要な措置の命令
法令の定め	<p>第9条の7の5第2項</p> <p>保険業法第275条第1項第2号及び第2項（保険募集の制限）の規定は共済事業を行う協同組合の共済契約の募集について、（中略）同法第305条（立入検査等）、第306条（業務改善命令）及び第307条第1項第3号（登録の取消し等）の規定は共済代理店について、（中略）それぞれ準用する。この場合において、（中略）同法第305条及び第306条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第307条第1項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第276条若しくは第286条の登録を取り消し、又は」とあるのは、「第3号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとする。</p> <p>参考 保険業法306条</p> <p>内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人の業務の運営に関し、保険契約者等の利益を害する事実があると認めるときは、保険契約者等の保護のため必要な限度において、当該特定保険募集人又は保険仲立人に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	処分の実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるので、個々の事案ごとに判断することとしている。
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222） 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	中小企業等協同組合法
根拠条項	第9条の7の5第2項
処分の概要	共済代理店の共済契約の募集の停止の命令
法令の定め	<p>第9条の7の5第2項</p> <p>保険業法第275条第1項第2号及び第2項（保険募集の制限）の規定は共済事業を行う協同組合の共済契約の募集について、（中略）同法第305条（立入検査等）、第306条（業務改善命令）及び第307条第1項第3号（登録の取消し等）の規定は共済代理店について、（中略）それぞれ準用する。この場合において、（中略）同法第305条及び第306条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第307条第1項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第276条若しくは第286条の登録を取り消し、又は」とあるのは、「第3号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとする。</p> <p>参考 保険業法第307条第1項第3号</p> <p>内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人が次の各号のいずれかに該当するときは、第276条若しくは第286条の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>（第1項及び第2項省略）</p> <p>3 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき、その他保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。</p>
処分基準	処分の実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるので、個々の事案ごとに判断することとしている。
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222） 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	中小企業等協同組合法
根拠条項	第58条の8
処分の概要	共済計理人の解任命令
法令の定め	第58条の8 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づいてする行政庁の処分に違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。
処分基準	処分の実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるので、個々の事案ごとに判断することとしている。
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222） 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	中小企業等協同組合法
根拠条項	第106条第1項
処分の概要	事業協同組合等への必要な措置の命令
法令の定め	第106条第1項 行政庁は、第105条の3第2項の規定により報告を徴し、又は第105条第2項若しくは前条第1項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
処分基準	第105条の3第2項の規定により報告を徴し、又は法第105条第2項若しくは前条第1項の規定により検査をした場合において、違反の程度、事業内容の改善のための取組状況、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案し、処分を行うか否かを判断する。
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222） 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	中小企業等協同組合法
根 拠 条 項	第 106 条第 2 項
処 分 の 概 要	事業協同組合等への解散命令
法 令 の 定 め	第 106 条第 2 項 行政庁は、組合若しくは中央会が前項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から 1 年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き 1 年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。
処 分 基 準	1 第 106 条第 1 項の命令に違反した場合において、その実態、今後の再建の見込み、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案し、処分を行うか否かを判断する。 2 以上のほか、組合等が正当な理由がないのにその成立の日から 1 年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き 1 年以上事業を停止していると認められるときは、「休眠組合の整理に係る都道府県等の事務について(平 8.11.1、8 企庁第 1452 号)」に基づき処分を行う。
処 分 担 当 課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ (電話番号:011-231-4111 (内線)26-222) 各 (総合) 振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
問 い 合 わ せ 先	同上
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	中小企業等協同組合法
根拠条項	第106条の2第1項
処分の概要	共済事業を行う組合の定款等に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更命令
法令の定め	第106条の2第1項 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その必要の限度において、定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。
処分基準	処分の実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるので、個々の事案ごとに判断することとしている。
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222） 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	中小企業等協同組合法
根拠条項	第106条の2第2項
処分の概要	共済事業を行う組合の改善計画の変更の命令又は業務停止の命令若しくは財産の供託その他監督上必要な措置の命令
法令の定め	第106条の2第2項 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該組合の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。
処分基準	処分の実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるので、個々の事案ごとに判断することとしている。
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222） 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	中小企業等協同組合法
根拠条項	第106条の2第4項
処分の概要	共済規程の認可の取消し
法令の定め	第106条の2第4項 行政庁は、共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが組合員その他の共済契約者の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該組合の第9条の6の2第1項(第9条の9第5項において準用する場合を含む。)の認可を取り消し、又は火災共済協同組合若しくは第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会については、第27条の2第1項の認可を取り消すことができる。
処分基準	処分の実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるので、個々の事案ごとに判断することとしている。
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	中小企業等協同組合法
根拠条項	第106条の2第5項
処分の概要	共済事業を行う組合の業務の停止若しくは役員解任命令又は共済規程の認可の取消し
法令の定め	第106条の2第5項 行政庁は、共済事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、若しくは第9条の6の2第1項（第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の認可を取り消し、又は火災共済協同組合若しくは第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会については、第27条の2第1項の認可を取り消すことができる。
処分基準	処分の実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるので、個々の事案ごとに判断することとしている。
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222） 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	中小企業団体の組織に関する法律
根 拠 条 項	第 5 条の 2 3 第 6 項
処 分 の 概 要	協業組合への必要な措置の命令
法 令 の 定 め	第 5 条の 2 3 第 6 項 (中小企業等協同組合法第 106 条第 1 項の規定を準用) 主務大臣は、協同組合法第 105 条の 4 第 1 項の規定より報告を徴し、又は同法 105 条第 2 項若しくは同法第 105 条の 4 の規定により検査した場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款、規約、若しくは共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認められるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を取るべき旨を命ずることができる。
処 分 基 準	第 5 条の 2 3 第 6 項において準用する中小企業等協同組合法第 105 条の 4 の規定により報告を徴し、又は第 5 条の 2 3 第 6 項において準用する中小企業等協同組合法第 105 条第 2 項若しくは第 105 条の 4 の規定により検査した場合において、違反の程度、事業内容の改善のための取組状況、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案し、処分を行うか否かを判断するものとする。
処 分 担 当 課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ (電話番号:011-231-4111 (内線)26-222)
問 い 合 わ せ 先	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ (電話番号:011-231-4111 (内線)26-222) 各 (総合) 振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法令名	中小企業団体の組織に関する法律
根拠条項	第 5 条の 2 3 第 6 項
処分の概要	協業組合に対する解散命令
法令の定め	第 5 条の 2 3 第 6 項 (中小企業等協同組合法第 106 条第 2 項の規定を準用) 主務大臣は、組合若しくは中央会が協同組合法第 1 項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から 1 年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き 1 年以上その事業を停止していると認められるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。
処分基準	1 第 5 条の 2 3 第 6 項において準用する第 106 条第 1 項の命令に違反した場合において、その実態、今後の再建の見込み、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案し、処分を行うか否かを判断する。 2 以上のほか、組合等が正当な理由がないのにその成立の日から 1 年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き 1 年以上事業を停止していると認められるときは、「休眠組合の整理に係る都道府県等の事務について(平 8.11.1、8 企庁第 1452 号)」に基づき処分を行う。
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ (電話番号:011-231-4111 (内線)26-222)
問い合わせ先	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ (電話番号:011-231-4111 (内線)26-222) 各 (総合) 振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	中小企業団体の組織に関する法律
根拠条項	第17条の2第2項
処分の概要	商工組合の組合員以外の者の事業利用の特例の認可の取消
法令の定め	第17条の2第2項 主務大臣は、前項の認可に係る事業について、前条第3項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなったと認めるときは、当該認可を取り消すことができる。
処分基準	次に示す事由等により、第17条第3項のただし書きに規定する限度を超えて、組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要、かつ、適切なものでなくなったと認められるときは、認可を取り消すことができる。 1 組合が組合事業の運営の適正化のための取り組みを適切に行わない場合 2 組合員の増加により、員外利用の特例がなくとも、事業の円滑な実施が可能となっている場合 3 事業に用いている施設の建て替え等を行うこととなり、施設が過剰になっている状況を解消できる場合
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222）
問い合わせ先	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222） 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	中小企業団体の組織に関する法律
根拠条項	第33条
処分の概要	商工組合連合会の組合員以外の者の事業利用の特例の認可の取消
法令の定め	第33条(第17条の2第2項の規定を準用) 主務大臣は、第17条の2第1項の準用による認可に係る事業について、第17条第3項ただし書に規定する限度を超えて会員たる商工組合及びその組合員又は会員たる商工組合連合会並びにその会員たる商工組合及びその組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなったと認めるときは、当該認可を取り消すことができる。
処分基準	次に示す事由等により、準用する第17条第3項のただし書きに規定する限度を超えて、組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要、かつ、適切なものでなくなったと認められるときは、認可を取り消すことができる。 1 組合が組合事業の運営の適正化のための取り組みを適切に行わない場合 2 組合員の増加により、員外利用の特例がなくとも、事業の円滑な実施が可能となっている場合 3 事業に用いている施設の建て替え等を行うこととなり、施設が過剰になっている状況を解消できる場合
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222)
問い合わせ先	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ(電話番号:011-231-4111(内線)26-222) 各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	中小企業団体の組織に関する法律
根拠条項	第67条
処分の概要	商工組合及び商工組合連合会への必要な措置の命令
法令の定め	第67条 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
処分基準	商工組合及び商工組合連合会の業務若しくは会計が法令、定款、規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当と認められる場合において、違反の程度、事業内容の改善のための取組状況、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案し、処分を行うか否かを判断する。
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222）
問い合わせ先	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ（電話番号:011-231-4111（内線）26-222） 各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	中小企業団体の組織に関する法律
根 拠 条 項	第 69 条第 1 項
処 分 の 概 要	商工組合に対する解散命令
法 令 の 定 め	第 69 条第 1 項 主務大臣は、商工組合が第 12 条に掲げる要件を欠くに至つたと認めるときは、その商工組合に対し、解散を命ずることができる。
処 分 基 準	次の場合に限り、解散を命ずることができる。 1 第 12 条に掲げる要件を欠くに至つたと認めるとき。
処 分 担 当 課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ (電話番号:011-231-4111 (内線)26-222)
問 い 合 わ せ 先	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ (電話番号:011-231-4111 (内線)26-222) 各 (総合) 振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	中小企業団体の組織に関する法律
根 拠 条 項	第 69 条第 2 項
処 分 の 概 要	商工組合連合会に対する解散命令
法 令 の 定 め	第 69 条第 2 項 主務大臣は、商工組合連合会が第 16 条に掲げる要件を欠くに至ったと認めるとき、又はその会員たる商工組合若しくは商工組合連合会が一となったときは、その商工組合連合会に対し、解散を命ずることができる。
処 分 基 準	次の場合に限り、解散を命ずることができる。 1 商工組合連合会が第 16 条に掲げる要件を欠くに至ったと認めるとき、又はその会員たる商工組合若しくは商工組合連合会が一となったとき。
処 分 担 当 課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ (電話番号:011-231-4111 (内線)26-222)
問 い 合 わ せ 先	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ (電話番号:011-231-4111 (内線)26-222) 各 (総合) 振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 27 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	中小企業団体の組織に関する法律
根 拠 条 項	第 69 条第 3 項
処 分 の 概 要	商工組合及び商工組合連合会に対する解散命令
法 令 の 定 め	第 69 条第 3 項 主務大臣は、組合が第 67 条の規定による命令に違反したとき、組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当でなくなつたと認められるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から 1 年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き 1 年以上その事業を停止していると認められるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。
処 分 基 準	第 69 条第 1 項及び第 2 項のほか、次の場合に限り、商工組合及び商工組合連合会に対し解散を命ずることができる。 1 組合が第 67 条の規定による命令に違反したとき。 2 組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当でなくなつたと認めるとき。 3 組合が正当な理由がないのに成立の日から 1 年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き 1 年以上その事業を停止していると認めるとき。
処 分 担 当 課	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ (電話番号:011-231-4111 (内線)26-222)
問 い 合 わ せ 先	経済部地域経済局中小企業課商工団体グループ (電話番号:011-231-4111 (内線)26-222) 各 (総合) 振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 29 年 3 月 31 日作成)

法 令 名	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則
根 拠 条 項	第 9 条第 1 項
処 分 の 概 要	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 9 条第 1 項の規定による認定の取消し
法 令 の 定 め	第 9 条第 1 項 都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号又は第八号の事由に係るものを除く。）を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。
処 分 基 準	次に示すいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。 一 当該認定中小企業者が会社である場合にあつては、当該認定中小企業者の当該認定の申請に係る代表者が退任したこと。 二 当該認定中小企業者が個人である場合にあつては、当該認定中小企業者が事業の全部を廃止又は譲渡したこと。 三 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。 四 当該認定中小企業者から第五項の申請があつたこと。
処 分 担 当 課	経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ（電話番号：011-204-5331）
問 い 合 わ せ 先	同上
備 考	

法 令 名	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則
根 拠 条 項	第 9 条第 2 項
処 分 の 概 要	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 9 条第 2 項の規定による認定の取消し
法 令 の 定 め	<p>第 9 条第 2 項</p> <p>都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「特別贈与認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。</p>
処 分 基 準	<p>次に示すいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。</p> <p>一 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡したこと。</p> <p>二 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任したこと（その代表権を制限されたことを含む。以下この条において同じ。）。</p> <p>三 贈与雇用判定期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日又は臨時贈与雇用判定期間（当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者又は経営承継贈与者の相続が開始した場合（経営承継贈与者の相続が開始した場合にあっては、当該相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに第十三条第二項に規定する申請書を都道府県知事に提出し、かつ、同条第一項の確認を受けた場合を除く。）における当該贈与税申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日において、当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特別贈与認定中小企業者の贈与報告基準日（第十二条第一項の贈与報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、当該認定に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を下回る数となったこと。</p>

- 四 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者と合わせて有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別贈与認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと（第八号に規定する特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。
- 五 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継受贈者が有する当該特別贈与認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと（第八号に規定する特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。
- 六 当該特別贈与認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、その経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該特別贈与認定中小企業者の株式（租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式に限る。）の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式に変更したこと。
- 七 当該特別贈与認定中小企業者が持分会社である場合にあっては、その経営承継受贈者が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。
- 八 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が当該認定に係る贈与により取得した当該特別贈与認定中小企業者の株式等（当該特別贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該特別贈与認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている若しくは受けようとする又は同法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている株式等（以下「認定贈与株式」という。）の全部又は一部を譲渡したこと（当該特別贈与認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下同じ。）又は新設分割会社（同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社（同法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）の成立の日、吸収分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社をいう。）又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別贈与認定株式一部再贈与」という。）をしたことについて、第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けたときを除く。）。

- 九 当該特別贈与認定中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該株式を当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者以外の者が有することとなったこと。
- 十 当該特別贈与認定中小企業者が解散（合併により消滅する場合を除き、会社法その他の法律の規定により解散したものとみなされる場合を含む。以下同じ。）したこと。
- 十一 当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。
- 十二 当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社（第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であっても、資産保有型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。）に該当したこと。
- 十三 贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社（第六条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当する特別子会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものの株式又は持分を特定資産から除いた場合であっても、資産運用型会社に該当する会社に限り、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する会社であって、同項第三号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているものを除く。以下同じ。）に該当したこと。
- 十四 贈与認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額が零であったこと。
- 十五 当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当したこと。
- 十六 第十二条第一項、第五項及び第十一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。
- 十七 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。
- 十八 当該特別贈与認定中小企業者が会社法第四百四十七条第一項又は第六百二十六条第一項の規定により資本金の額を減少したこと（減少する資本金の額の全部を準備金とする場合並びに同法第三百九条第二項第九号イ及びロに該当する場合を除く。以下同じ。）。
- 十九 当該特別贈与認定中小企業者が会社法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額を減少したこと（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合及び同法第四百四十九条第一項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。）。
- 二十 当該特別贈与認定中小企業者が組織変更をした場合にあっては、当該組織変更に際して当該特別贈与認定中小企業者の株式等以外の財産が交付されたこと。
- 二十一 当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者となったこと。

	<p>二十二 当該認定の有効期限までに当該特別贈与認定中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合にあっては、当該特別贈与認定中小企業者が第十三条第一項の確認を受けていないこと。</p> <p>二十三 当該特別贈与認定中小企業者から第五項の申請があったこと。</p>
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ（電話番号：011-204-5331）
問い合わせ先	同上
備考	

法 令 名	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則
根 拠 条 項	第 9 条第 3 項
処 分 の 概 要	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 9 条第 3 項の規定による認定の取消し
法 令 の 定 め	<p>第 9 条第 3 項</p> <p>都道府県知事は、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けた中小企業者（以下「特別相続認定中小企業者」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが判明したときは、その認定を取り消すことができる。</p>
処 分 基 準	<p>次に示すいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。</p> <p>一 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡したこと。</p> <p>二 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任したこと。</p> <p>三 相続雇用判定期間（当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人の相続税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日において、当該相続雇用判定期間内に存する当該特別相続認定中小企業者の相続報告基準日（第十二条第三項の相続報告基準日をいう。以下この号において同じ。）におけるそれぞれの常時使用する従業員の数の合計を当該相続雇用判定期間内に存する当該相続報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、当該認定に係る相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を下回る数となったこと。</p> <p>四 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者の有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特別相続認定中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十以下となったこと（第八号に規定する特別相続認定株式一部贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。</p> <p>五 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人に係る同族関係者のうちいずれかの者が、当該経営承継相続人が有する当該特別相続認定中小企業者の株式等に係る議決権の数を超える議決権の数を有することとなったこと（第八号に規定する特別相続認定株式一部贈与について第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けた場合を除く。）。</p>

- 六 当該特別相続認定中小企業者が株式会社である場合にあっては、その経営承継相続人が当該認定に係る相続又は遺贈により取得した当該特別相続認定中小企業者の株式（租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式に限る。）の全部又は一部の種類を株主総会において議決権を行使することができる事項につき制限のある種類の株式に変更したこと。
- 七 当該特別相続認定中小企業者が持分会社である場合にあっては、その経営承継相続人が有する議決権を制限する旨の定款の変更をしたこと。
- 八 当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が当該認定に係る相続又は遺贈により取得した当該特別相続認定中小企業者の株式等（当該特別相続認定中小企業者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第二百三十四条第一項の規定により競売しなければならない株式を除く。）、当該特別相続認定中小企業者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（同項の規定により競売しなければならない株式を除く。）のうち租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている又は受けようとする株式等（以下「認定相続株式」という。）の全部又は一部を譲渡したこと（当該特別相続認定中小企業者が会社分割により吸収分割会社又は新設分割会社となる場合において、吸収分割がその効力を生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をしたことを含み、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の認定相続株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別相続認定株式一部贈与」という。）をしたことについて、第十二条第十四項に基づく都道府県知事の確認を受けたときを除く。）。
- 九 当該特別相続認定中小企業者が会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行している場合にあっては、当該株式を当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人以外の者が有することとなったこと。十 当該特別相続認定中小企業者が解散したこと。
- 十一 当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社に該当したこと。
- 十二 当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当したこと。
- 十三 相続認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当したこと。
- 十四 相続認定申請基準日の属する事業年度以後のいずれかの事業年度において、当該特別相続認定中小企業者の総収入金額が零であったこと。
- 十五 当該特別相続認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当したこと。
- 十六 第十二条第三項及び第七項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたこと。
- 十七 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたこと。

	<p>十八 当該特別相続認定中小企業者が会社法第四百四十七条第一項又は第六百二十六条第一項の規定により資本金の額を減少したこと。</p> <p>十九 当該特別相続認定中小企業者が会社法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額を減少したこと。</p> <p>二十 当該特別相続認定中小企業者が組織変更をした場合にあっては、当該組織変更に際して当該特別相続認定中小企業者の株式等以外の財産が交付されたこと。</p> <p>二十一 当該特別相続認定中小企業者から第五項の申請があったこと。</p>
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ（電話番号：011-204-5331）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年11月14日作成)

法令名	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則
根拠条項	第13条の2第4項
処分の概要	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の2第4項の規定による確認の取消し
法令の定め	第13条の2第4項 都道府県知事は、第一項の確認を受けた災害等特例中小企業者について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。
処分基準	次に該当する場合は、確認を取り消すことができる。 偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したとき
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ（電話番号：011-204-5331）
問い合わせ先	同上
備考	

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 29 年 3 月 31 日作成)

法 令 名	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則
根 拠 条 項	第 18 条第 1 項
処 分 の 概 要	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 18 条第 1 項の規定による確認の取消し
法 令 の 定 め	第 18 条第 1 項 都道府県知事は、第十六条第一項の確認（前条第一項又は第二項の変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。
処 分 基 準	次に示すいずれかに該当する場合は、確認を取り消すことができる。 一 第十六条第一項の確認を受けた中小企業者の当該確認に係る特定後継者の相続が開始したとき（第十五条第一項第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいることについて、第十六条第一項の確認を受けた場合を除く。）。 二 偽りその他不正の手段により第十六条第一項の確認を受けたことが判明するに至ったとき。 三 次項の申請があったとき。
処 分 担 当 課	経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ（電話番号：011-204-5331）
問 い 合 わ せ 先	同上
備 考	

法令名	商工会法（昭和35年法律第89号）
根拠条項	法第58条第5項
処分の概要	商工会連合会の業務の一部停止又は設立の認可の取消
法令の定め	<p>法第51条第1項</p> <p>経済産業大臣（知事）は、商工会の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによってもなお改善されないと認めるときは、次の各号の一に掲げる処分をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 業務の一部停止2 設立の認可の取消し <p>法第58条第5項</p> <p>第49条、第50条並びに第51条第1項、第2項及び第5項の規定は、連合会の監督について準用する。</p>
処分基準	<ol style="list-style-type: none">① 違反又は著しく不当であると認められる運営の内容、程度及び理由② 法第51条に基づく警告を発してから経過した期間③ 違反又は著しく不当である運営が改善されていない範囲及びその理由④ 違反又は著しく不当である運営の内容・程度と処分の内容・範囲との関連性及び相当性
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体担当（電話番号：011-231-4111(26-222)）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年10月20日作成)

法令名	商工会法（昭和35年法律第89号）
根拠条項	法第58条第5項
処分の概要	商工会連合会の設立の認可の取消
法令の定め	<p>法第51条第2項</p> <p>経済産業大臣（知事）は、商工会が第23条第2項第2号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その商工会に対して警告を発し、それによってもなお当該要件をみたすことが困難であると認めるときは、その設立の認可の取消しをすることができる。</p> <p>法第58条第5項</p> <p>第49条、第50条並びに第51条第1項、第2項及び第5項の規定は、連合会の監督について準用する。</p>
処分基準	<ol style="list-style-type: none">① 法第23条第2項第2号に規定する要件を欠くに至った状況及びその程度② 警告を発してから経過した期間③ 要件を満たすことが困難である理由及び今後の見通し
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体担当（電話番号：011-231-4111(26-222)）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年10月20日作成)

法令名	商工会議所法（昭和28年法律第143号）
根拠条項	法第59条第1項
処分の概要	商工会議所の業務の一部停止
法令の定め	法第59条第1項 経済産業大臣（知事）は、商工会議所の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会議所に対して警告を發し、それによってもなお改善されないときには、次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。 1 業務の一部の停止 (2 設立認可の取消……経済産業省権限)
処分基準	処分の実績がなく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるため、個々の事案で判断することとしている。
処分担当課	経済部地域経済局中小企業課商工団体担当（電話番号：011-231-4111(26-222)）
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 2 年 1 0 月 2 0 日作成)

法 令 名	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (平成 5 年法律第 5 1 号)
根 拠 条 項	法第 6 条第 2 項
処 分 の 概 要	事業継続力強化支援計画認定の取消
法 令 の 定 め	法第 6 条第 2 項、施行令第 2 条、第 4 条 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る事業継続力強化支援計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業継続力強化支援計画」という。)が、同条第 6 項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定事業継続力強化支援計画に従って事業継続力強化支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
処 分 基 準	不利益処分を行うに当たっての処分の基準は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」、「同法施行規則」、同法第 3 条の規定に基づく「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」(別紙)に定めるとおりとする。
処 分 担 当 課	経済部地域経済局中小企業課商工団体担当 (電話番号 : 011-231-4111 (26-222))
問 い 合 わ せ 先	同 上
備 考	公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/gyouseitetsuduki.htm

(別紙)

■小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針

(令和元年7月12日経済産業省告示第60号) (抄)

本指針は、商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所(以下「商工会等」という。)が小規模事業者の経営の改善発達の支援に関する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものである。

第一 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

小規模事業者が、その事業を維持、発展させていくためには、自己の経営資源の充実、強化を図ることはもちろんのこと、小規模事業者の強みである機動性のある事業活動を展開することにより、経営環境の変化に対応していくことが必要である。

小規模企業振興基本法(平成二十六年法律第九十四号)第十三条に基づき平成二十六年に定められ、令和元年に変更された小規模企業振興基本計画では、小規模事業者の振興に関する施策を講じる際の目標を定めている。とりわけ「需要を見据えた経営の促進」を図る観点から、小規模事業者をめぐる構造変化に対し潜在的な対応力を最大限発揮するため、自らの強みを把握した上で、需要の創造や掘り起こし、ITのさらなる活用、新たな商品・サービスの開発・提供など、需要を見据えた計画的な経営を促進することとしており、商工会又は商工会議所が小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業(以下「経営改善普及事業」という。)を行うに当たっては、経理、税務等に関する指導・助言等の経営改善指導のみならず、ビジネスプラン等に基づく経営の推進、需要開拓に向けた支援、新事業展開や高付加価値化の支援等の経営の発達に資する支援を行っていくことが求められている。

また、近年、小規模事業者の事業活動に大きな影響を及ぼす自然災害が多発しており、今後も、気候変動により災害リスクの増加が想定されていることを踏まえれば、商工会又は商工会議所による経営改善普及事業として、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」という。)が事業活動に与える影響の認識、損害保険の加入を含めた事前対策など、小規模事業者に対して自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ること(以下「事業継続力強化」という。)を促すことが極めて重要である。なお、大規模な自然災害等が発生した場合には、商工会又は商工会議所による広域的な対応が必要になることも想定されることから、当該商工会又は商工会議所の地区を越えた連携体制についても予め検討することが望ましい。

加えて、商工会及び商工会議所は、経営改善普及事業を実施するに当たっては、商工業が一般的に市町村の区域を一つの経済圏として発達していることを踏まえ、地方公共団体からの予算措置を活用しつつ、特にその地区を管轄する地方公共団体が講じる商工行政と調和した経営改善普及事業を実施することが求められる。また、商工会及び商工会議所、国、地方公共団体、支援機関がそれぞれ役割を分担するのではなく、地域経済や産業の発展に向けて、関係者が一体となった経営改善普及事業の実施体制を構築することが求められる。

1～2. (略)

第二 (略)

第三 事業継続力強化に寄与する情報の提供等に関する事項

小規模事業者が事業活動を継続するに当たっては、自然災害等の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、対策の実効性を確保するための取組を行うことによる事業継続力強化が必要である。

他方、小規模事業者にとって、様々な経営課題の中で、事業継続力強化に対する優先順位は必ずしも高くない。また、小規模事業者が自力で全ての事前対策を講ずることには一定の限界があるため、経営改善普及事業を行う商工会及び商工会議所による働きかけや支援が重要となる。

商工会及び商工会議所が事業継続力強化に寄与する小規模事業者への情報の提供等事業継続力強化支援事業を行うに当たっては、自然災害等のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組や対策の普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、会員企業が有する事前対策に関する知見の共有、自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告等を通じ、地区の小規模事業者の事業継続力強化に資する支援を行っていくことが求められる。

なお、事業継続力強化支援は、地域の防災を進める上で重要な役割を果たす地方公共団体と連携して実施することが必要である。とりわけ、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に基づく都道府県地域防災計画及び第四十二条第一項に基づく市町村地域防災計画を踏まえて、支援を実施するものとする。

1. 事業継続力強化支援の内容

事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

- (1) 地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
- (2) 損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供
- (3) 地区内の小規模事業者による事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法第五十条第一項に規定する「事業継続力強化計画」をいう。）及び連携事業継続力強化計画（中小企業等経営強化法第五十二条第一項に規定する「事業継続力強化計画」をいう。）や事業継続計画（BCP）の策定に関する指導及び助言
- (4) 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
- (5) 地区内の小規模事業者による事業継続力強化に関する知見の共有
- (6) 自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告、自然災害等発生時に被害状況の確認その他の応急復旧活動に従事する地区内の小規模事業者の経営状況及び事業継続力強化の取組状況の確認

2. 事業継続力強化支援計画の内容

商工会又は商工会議所は事業継続力強化支援計画を策定するに当たっては、以下の点につき留意する必要がある。

(1) 目標の設定

商工会又は商工会議所の地区を管轄する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）の地域防災計画を踏まえつつ、地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、地区の商工業の経営状況等を踏まえつつ、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化を進めるとともに、自然災害等発生

時の被害状況の把握や応急復旧活動を迅速かつ円滑に進め、自然災害等発生後における地域経済機能の維持を意識した目標を設定すること。

(2) 実施期間

商工会又は商工会議所は、自ら設定した（１）の目標を達成するため、実施期間を三年から五年の間で定めて取組の実行計画を定めるものとする。

なお、事業継続力強化は自然災害等の最新の発生予測や事業継続力強化に関する最新の知見をもとに実施される必要があることから、関係市町村の地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ、定期的に見直しを行うことが望ましい。

（３） 実施体制

事業継続力強化支援事業の実施に当たっては、小規模事業者による自然災害等のリスク認識の向上、小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の進捗、事業継続力強化の実効性を高める取組の実施状況を把握することによって、その効果を測定し、継続的に事業継続力強化に係る指導及び助言を実施することができる仕組みを構築する必要がある。その際、小規模事業者は、企業としての組織体制が必ずしも十分に整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮するものとする。

事業継続力強化支援事業を円滑に実施するため、商工会又は商工会議所は、具体的な取組の企画・実行や、目標の達成に向けた進捗管理等を行う責任者として経営指導員（法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。）を選定した上で、自然災害等発生時における関係市町村への地区内の商工業の被害情報の伝達及び指揮命令系統を円滑に行うことができる仕組みを設けるとともに、被害状況の把握・報告等の自然災害等発生時における業務に係る実効性を向上させるため、商工会又は商工会議所自身の事業継続計画についても作成し、必要に応じて当該計画に係る訓練を実施するものとする。加えて、少なくとも年に１回程度、事業継続力強化支援計画に基づく進捗の確認や見直しを行うものとする。

併せて、商工会及び商工会議所は経営指導員等（法第五条第五項に規定する経営指導員及び経営改善普及事業を担当する職員をいう。）の資質向上及び有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図るものとする。

（４） 商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者との連携

事業継続力強化支援事業を地域全体で一体的かつ円滑に実施するため、地方公共団体に加え、他の商工会又は商工会議所、地域の金融機関、他の支援機関、NPO及び専門家、さらには地域の大企業や中小企業等とも連携し、各地区における小規模事業者の事業継続力強化の状況等に関して情報交換に努めるものとする。

また、それぞれの役割を明確にし、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにするものとする。小規模事業者においては、事業継続力強化のため、他社と連携して、原材料や人員といった経営資源を融通し合う、あるいは、自然災害等発生後に相互に代替生産を行うことも有効である。これらの取組を進めるには、商工会又は商工会議所による連携事業継続力強化の取組を組成するための斡旋・情報交換の場の設定などや、複数の商工会または商工会議所が連携してこれらの取組を図ることも有効である。

第四～第七 （略）